岸　鐵美　坂下　金治
清水　武夫　関谷　信藏
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上二十五年十二月十三日）
（京都大学名誉教授）
従四位に叙する
小西　英夫
従五位に叙する（各通）
織原　光平　菊地　重徳
関口　良夫　田辺　實
谷内田昭一
正六位に叙する（各通）
大串　敬吾
（奈良県曽爾村長）
桂　良雄　北田　等
黒崎　貞治　齊藤　葆
田中　健治　根本　岩雄
従六位に叙する（各通）
池田　勝英　佐多　國夫
鈴木　正春　成瀬　修有
柳谷源之烝
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上二十五年十二月十四日）
（京都大学名誉教授）
従四位に叙する
津田　幹雄
従六位
正五位に叙する（各通）
（桑名市議会議長）
森田　忠藏
従五位に叙する（各通）
有永　篤　内山　剛久
従七位
小澤　一元　齊藤　忠幸
中山　一郎　藤井　利一
良田　勇一
正六位に叙する（各通）
糸数まりな　小林　靜雄
長澤　廣三　林　喬
（大阪市公立学校長）
従六位に叙する（各通）

佐久間廣信
松田　廣
大宮司　孝
濱島　義博
吉田　恒樹
佐藤　一郎
牧野　絢市
大塚健太郎
岡田　泰昌
串田　和親
鈴木　則次
嶋　政雄
藤原伊勢男
葛西　紀功
富永　忠弘
安野　竹三
根本　昭捷
堀　良二
山本　清
沖田　正嗣
奥村　金次
齊藤　勝
横田　岩夫
常田　幸次
深谷　昭雄
星野　幸保

木村　剛　佐藤　國二　竹内　敏昭
中島　善英　柳沢　陽三
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（各通）（以上二十五年十二月十五日）
柴田　豊作　新津　勝　山口　榮介
山田　弘
正五位に叙する
正八位
従五位に叙する
佐藤　善雄
岩島　茂生　福井　勝
従六位に叙する（各通）（以上二十五年十二月十六日）
野見山眞之
従四位に叙する
正七位
上遠野**敬**典
従五位に叙する
田村　豊治
正七位に叙する（以上二十五年十二月十七日）
川西　正夫
従五位に叙する（二十五年十二月十八日）
○叙勲
岡崎　不忘
旭日双光章を授ける
荒木　昭三　古島　千尋
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月十二日）
齋　正義
旭日単光章を授ける（二十五年十二月十三日）
（奈良県曽爾村長）
岡田　泰昌
旭日双光章を授ける（二十五年十二月十四日）
（桑名市議会議長）
堀　良二
旭日小綬章を授ける
柿山　重幸
旭日単光章を授ける（以上二十五年十二月十五日）
伊東　茂太　上田　正雄　川道　博
瑞宝小綬章を授ける（各通）
江口　幸春　及川　浩　大崎　敏男
佐藤　賢　仙波　恒昭　田中　則雄
中野　幸雄　原　章　古市　和孝
水野　正裕　吉本　健
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　富男　高橋　英夫
倉重　厚満
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月十二日）

阿部　一雄　荒井　譲
池淵　逸穂　久保田文夫
（一等海佐）
坂本伸一郎　佐々木不二雄　郷司　雅春
高岸　克行　内藤　英吾　塩沢六士郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
石井　英昭　大切　敏明　古屋　富雄
清水　武夫　大宮司　孝　河崎　秀三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月十三日）
桂　良雄　小西　英夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
池田　勝英　織原　光平　菊地　重徳
北田　等　串田　和親　黒崎　貞治
齊藤　葆　佐藤　一郎　関口　良夫　竹内　魁　鈴木　則次
牧野　絢市　吉田　恒樹　成瀬　修有
瑞宝双光章を授ける（各通）
越口　光則　四釜　正美
嶋　政雄　鈴木　鐵夫　田中　健治
根本　岩雄　谷内田昭一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月十四日）
葛西　紀功
富永　忠弘　中山　一郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
糸数まりな　沖田　正嗣　小澤　一元
齊藤　忠幸　齊藤　勝　長澤　廣三
新津　勝　林　喬　松岡　東
横田　岩夫　良田　勇一
瑞宝双光章を授ける（各通）
柏村　吉重　柴田　豊作　竹内　敏昭
（大阪市公立学校長）　星野　幸保
柳沢　陽三　山口　榮介　山本　政雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月十五日）
瑞宝小綬章を授ける
岩島　茂生　福井　勝
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　郁子
瑞宝単光章を授ける（以上二十五年十二月十六日）
山田　弘
瑞宝双光章を授ける
川西　正夫
瑞宝単光章を授ける（以上二十五年十二月十八日）
東舘　一夫

官庁報告

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月二十日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　東京ガス山梨株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月十日　午後二時から

三　場所　甲府商工会議所　会議室二〇一（山梨県甲府市相生二丁目二番十七号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び東京ガス山梨株式会社（山梨県甲府市北口三丁目一番十二号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東京ガス山梨株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月二十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。